

独立行政法人国立病院機構さいがた医療センター院内W i - F i 利用規程

(目的)

第1条 独立行政法人国立病院機構さいがた医療センター（以下、「当院」という。）において、患者の利便性の向上を図ることを目的として提供するW i - F i によるインターネット接続サービス（以下、「院内W i - F i」という。）の利用についてはこの規程の定めるところによる。

(適用)

第2条 院内W i - F i を利用するためには、この規程に同意しなければならない。なお、利用者が院内W i - F i の利用を開始した場合、この規程のすべての内容に同意したものとする。

(利用者)

第3条 利用者は、院内W i - F i を利用する当院の患者及びその他すべての者をいう。

(内容)

第4条 利用者は、院内W i - F i を利用してインターネットへの接続ができる。

(利用)

第5条 W i - F i 機能を搭載したスマートフォン等は、利用者が準備するものとする。

2 院内W i - F i を利用するための設定および操作は利用者が行うものとする。

3 コンピュータウイルス対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要なセキュリティ対策は、利用者が行うものとする。

4 院内W i - F i の利用料金は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

5 院内W i - F i を利用するための申請等は不要とする。

(禁止事項)

第6条 院内W i - F i において、次に掲げる行為を禁止する。

一 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為

二 他者の財産やプライバシーを侵害する行為または侵害するおそれのある行為

三 誹謗中傷する行為

四 公序良俗に反する行為

五 犯罪的行為

六 S S I Dおよびパスワードを不正に使用する行為

七 コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為

八 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引およびその他の目的で特定または不特定多数に大量にメール送信する行為

九 ファイル共有ソフト等を使用し、大量のデータを送受信する行為

十 前各号に掲げるもののほか、法令に違反する行為または違反するおそれのある行為

(運用の中止)

第7条 次のいずれかに該当する場合、院内W i - F iの利用を中止できるものとする。

一 システム保守および設備の点検工事を行う場合

二 地震等自然災害、停電その他の非常事態により、本サービスの運用を通常どおり行うことができない場合

三 院内W i - F iに係るネットワークの障害や機器の故障等、やむを得ない理由がある場合

四 その他一時的なサービスの中断を必要と判断した場合

(免責)

第8条 当院は、次の各号に掲げる項目により生じた損害等について、一切の責任を負わないものとする。

一 利用者が院内W i - F iを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等の保証

二 院内W i - F iの提供に際し、利用者の通信機器等がコンピュータウイルス等による被害、データの破損、漏洩、その他院内W i - F iに関連して発生した利用者の損害

三 利用者が院内W i - F iへ接続しようとする通信機器の構成や設定等その他の理由により院内W i - F iが利用できない場合

四 利用者が院内W i - F iを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等

(利用規程の変更)

第9条 当院が必要と認める場合、予告なくこの規程を変更することができることとする。

2 この規程の変更後に、利用者が院内W i - F iを利用したときは、利用者は変更後の規程に同意したものとする。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和7年5月1日から施行する。